

西村山広域観光戦略推進事業(朝日町における冬季誘客の為のマーケティング調査業務)

調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の名称

西村山広域観光戦略推進事業(朝日町における冬季誘客の為のマーケティング調査業務)

2 目的

朝日町の交流人口の更なる拡大策として、「Asahi 自然観」、道の駅あさひまち「りんごの森」、「ハチ蜜の森キャンドル工房」のキャンドルづくり、「朝日町健康工房ロイフェン」のソーセージづくり、「りんご温泉」などの施設や体験を活用した冬季の効果的なテストプロモーションを行い個人誘客のためのマーケティング調査を行う。

3 委託期間

契約締結の日から平成29年3月28日まで

4 委託内容

- (1) 朝日町への県内外からの誘客の為のマーケティング調査分析
- (2) 朝日町の冬季観光誘客に向けた仙台圏域へのプロモーションと親子連れ等の個人客を対象にした仙台圏域からの1泊2日モニタリングツアーの実施。モニタリングツアーの定員は30人程度(大型バス1台)とし、行程には「Asahi 自然観」の宿泊や「ハチ蜜の森キャンドル工房」、「朝日町健康工房ロイフェン」などの体験プログラムを組み入れることとする。
- (3) マーケティングに関する調査分析報告書の作成

5 応募資格

- (1) 山形県もしくは宮城県内に営業所を有している旅行会社。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 委託業務を適確に遂行する能力があると認められること。

6 委託料

- (1) 本業務に係る委託料の見積限度額は、1,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。
- (2) 受託者が本業務の実施に当たり、この要領に反した場合には、委託料の一部又は全部を返還させるものとする。

7 スケジュール

(1) 公募型プロポーザル参加申請書等の配付

「公募型プロポーザル参加申請書」及び「調査内容提案書」は、山形どまんなか探訪プロジェクト会議ホームページおよび朝日町ホームページに掲載する。

(2) 参加申請書及び調査内容提案書の受付

平成29年3月6日(月)午後5時までに、下記宛に持参又は郵送により10部提出するものとする。

提出先: 〒991-8601 山形県寒河江市中一丁目9番45号 さがえ未来創成課 地域戦略係

(3) 質問及び回答

質問は、平成29年3月2日(木)午後5時まで下記メールにより受け付け、電話による質問は受け付けないこととする。

8 調査内容提案書の記載事項

(1) 調査内容提案書に記載する事項は、次のとおりとする。

- ア 申請者の内容(会社概要などの添付可)
- イ 過去3年間における誘客のためのツアー造成や広報活動実績
- ウ 見積書
- エ 業務体制(本業務を実施するための業務体制を記載すること。)
- オ スケジュール
- カ プロモーションを実施するための手法に関する企画提案

(2) A4用紙に印刷できる形式とし、参加申請書を除き10ページ以内とし、提案書の作成、提出等に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

9 審査

審査は、見積金額が限度額の範囲内のものについて、山形どまんなか探訪プロジェクト会議が設置する審査委員会において、山形どまんなか探訪プロジェクト会議が設定した評価基準に基づいて行い、業務受託予定者を選定する。業務受託予定者と協議が整わない場合は、次点として選定された者を業務受託予定者とする。

主な評価基準は次のとおりとする。

| 評 価 基 準 | 重要度 |
|------------|-----|
| 提案コンセプト | × 2 |
| 調査活動実績 | × 1 |
| 調査企画に関する提案 | × 2 |
| 見積経費 | × 2 |

選定結果は、参加者すべてに文書で通知する。

10 契約の方法

業務受託予定者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、予算の範囲内で随意契約を行う。業務委託予定者と協議が整わない場合は、次点として選定された者を契約の相手方とする。

11 失格事項

次の各号に該当する場合は、失格とする。

- (1) 異なる申請書を複数提出したとき。
- (2) 様式又は記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき。
- (3) 虚偽の内容が記載されているとき。
- (4) その他不正な行為があったとき。

12 個人情報の保護

委託業務の遂行上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。契約期間の終了又は解除後も同様とする。